

講師 大森税務署上席国税調査官(指導担当)

「消費税・インボイス制度について」

令和5年10月より消費税のインボイス制度がスタートします。これに先立ち大森税務署上席国税調査官(指導担当)を講師にお招きし研修会を開催いたします。

今回の改正は、皆様の事業運営にも深くかかわってまいりますので、インボイス制度をしっかりと理解し、申請期限(令和5年3月31日)までに準備が滞りなく終わるよう研修を受講しましょう。

今回の研修会では、なぜインボイス制度が導入されたのか。どんな制度なのか。どんな申請が必要なのか。色々な疑問を優しく解説します。

「インボイス制度」ってナニ?

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存^(※)が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

「インボイス」ってナニ?

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの記載事項

- 1 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 2 取引年月日
- 3 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- 4 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- 5 税率ごとに区分した消費税額等
- 6 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

開催日 令和4年4月26日 火曜日
 午後14時開演 (会場受付 午後13時30分より)
 会場 大田文化の森5階 多目的室
 申込 大森青色申告会事務局
 電話3771-8859 FAX3773-6388
 定員 60名 先着順
 注意 会場ではマスクの着用をお願いいたします。

FAX 送信票

4月26日開催の研修会に参加します

氏名 _____

連絡先 _____

コロナの影響で中止になる場合がありますので電話または mail をご記入下さい